



望まない受動喫煙をなくすために

●問い合わせ 市HP関連ページ  
保健医療課健康支援室  
☎53-2111(内線2442)

たばこは、自分が吸っていなくても受動喫煙（他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうこと）で、健康に悪影響を及ぼしてしまいます。望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部が改正され、受動喫煙対策がさらに強化されました。

■市の現状

市の特定健診受診者に実施した調査の喫煙率は、横ばい傾向で推移しています。（図1）

令和元年度、市内中学1年生（385人）を対象とした調査では「家族が同じ空間で吸っている（受動喫煙）」と答えた生徒は全体の47・0%、妊娠届出を提出した妊婦（295人）の調査でも「同居している家族の喫煙率（受動喫煙）」は45・8%と、健康影響の大きい子どもや妊婦の約半数が受動喫煙にさらされている現状が見られます。（図2）

■受動喫煙による健康へのリスク

たばこの煙の影響は、妊娠中は早産や低出生体重児を出産する危険性が高まることや、子どもは呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然死症候群を引き起こす原因となります。成人でも急性呼吸器感染症の危険因子であることに変わりはなく、世界保健機関（WHO）も対策として「禁煙すること」を強く推奨する声明を出しています。

喫煙者と受動喫煙者の両方において、現在の新型コロナウイルス感染症の大流行に伴うリスクを最小限に抑えるため、禁煙をすることが大切です。

■受動喫煙への取り組み

喫煙のリスクに関する教育、啓発として次のことを行なっています。

- ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時にたばこによる胎児、乳児への影響について、適切な知識と理解が得られるよう、妊産婦やその夫への啓発を実施しています。
- ・乳幼児健診で保護者に対して受動喫煙の健康被害について啓発や、子どもへの周囲での喫煙状況などを確認し、各家庭の実態に合った個別支援の実施、喫煙防止対策として、小中学校の児童、生徒に向けた喫煙防止啓発資料を配布しています。

自分だけでなく、大切な人の健康を守るために、たばこを吸うことや健康被害について今一度考えましょう。